

医療提供体制に関する議論の状況について

医療・介護制度の改革について、今般、特に医療提供体制について、全体の要となる、かかりつけ医機能を中心に議論を行った。

国民のニーズの変化にあわせ、医療提供体制も変化が求められるものであり、特に、今後の超高齢化社会において、かかりつけ医機能が発揮される制度整備は不可欠と考えられ、早急にこれを実現すべきである。

今後、政府における具体的な制度設計に際しては、以下の点について、現在ある医療資源を前提に制度改正当初から中長期に至る時間軸をもって、議論を進めていただきたい。

(かかりつけ医機能を考える際の視点)

- コロナ禍で露呈した日本の医療提供体制の脆弱さ
- 超高齢社会における医療の役割の変化（「治す医療」から「治し、支える医療」へ）
- 医療介護需要の増大と有限の医療資源（社会的コストの「最適化」）
- 地域連携・かかりつけ医機能の基盤となる患者情報の一元化・共有

(制度整備の議論の前提として考えられること)

- 今年から団塊世代が後期高齢者となり、複数の慢性疾患を持つことが多くみられる高齢者がさらに増加する。今後、高齢期を迎える中高年を含めて、その状態にあった医療を受けるために、身近な地域において、日常的な相談に応じ、必要に応じて休日・夜間を含めて、継続的、診療科横断的に患者に対応するとともに、適切な他の医療機関を紹介する機能は、国民にとって強いニーズ・関心。ただし、かかりつけ医機能を利用するか否かを含めて医療の選択は国民の権利であって義務ではないことは大前提。
- 新型コロナ感染拡大の中で、在宅医療・地域医療の弱さが病院への大きな負荷になって医療崩壊の危機を招いた。普段通っていた医療機関で新型コロナの診療を受けられない事例が発生したことにより、必要な医療が必要なときに受けられる重要性が幅広く国民に認識された。

- 医療提供体制は「治す医療」から、「治し、支える医療」への転換が進められている。こうした医療を実現するために、各地域のニーズを踏まえた地域医療構想の推進、在宅医療や介護支援を含めた地域包括ケアネットワークの構築がこれまで進められてきた。こうした提供体制を更に機能させるためには、患者に身近な地域で、急性期病院や介護施設など他機関と連携し患者・家族の立場に立って最適の医療・介護が提供されるよう必要な調整を行うかかりつけ医機能が必要となっている。
- 患者・家族に伴走し継続的に関わり、必要に応じて入院支援・退院支援を行う役割を持つ存在は極めて重要。かかりつけ医機能とは、まさにそのような役割を地域において果たすもの。
- 今後、2040年ごろにかけて医療・介護需要が伸びていく中で、医療資源は人的にも物的にも有限であり、限られた医療資源について役割分担を徹底させる必要がある。地域医療構想や地域包括ケアの整備に加え、「かかりつけ医機能」を強化するための制度整備は不可避ではないか。

(かかりつけ医機能が発揮される制度整備の検討にあたり考えられる論点)

- まず、かかりつけ医機能の定義について議論があるが、現行の医療法施行規則では「身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う機能」とされており、これをベースに検討することが考えられるのではないか。
- こうした機能の一つとして、日常的に高い頻度で発生する疾患・症状について幅広く対応し、オンライン資格確認も活用して患者の情報を一元的に把握し、日常的な医学管理や健康管理の相談を総合的・継続的に行うことが考えられるのではないか。
- そのほか、例えば、休日・夜間の対応、他の医療機関への紹介・逆紹介、在宅医療、介護施設との連携などが考えられるのではないか。
- これらの機能については、複数の医療機関が緊密に連携して実施するこ

とも考えられるのではないか。その際、地域医療連携推進法人の活用も考えられるのではないか。

- かかりつけ医機能の活用については、医療機関、患者それぞれの手上げ方式とすべきではないか。そのため、医療機関は自らが有するかかりつけ医機能について、住民に情報提供を行うとともに、自治体はその機能を把握できるようにする仕組みが考えられる。また、必要に応じ、患者の了解を前提に、医療機関が患者の状態を把握し、総合的・継続的な診療・相談に応じる旨を分かりやすく示すこととしてはどうか。
- 特に高齢者については、幅広い診療・相談に加え、在宅医療、介護との連携に対するニーズが高いことから、これらの機能をあわせもつ医療機関を自治体が把握できるようにすることが考えられるのではないか。
- かかりつけ医機能を持つ医療機関を患者が的確に認識できるような仕組みが必要ではないか。
- 地域全体で必要な医療が必要なときに提供できる体制が構築できるよう、自治体が把握した情報に基づいて、地域の関係者が、その地域のかかりつけ医機能に対する改善点を協議する仕組みを導入してはどうか。